

「当座勘定規定」改正のお知らせ

お客さま各位

当庫では、「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とし、手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた取組みとして、2026年10月1日付で当座勘定規定を下記のとおり改正いたします。

なお、改正日以前にご契約いただいたお客さまにも、改正後の規定が適用されますのでご了承ください。

当庫では今後もお客さまの利便性向上のため、手続き等の見直しに取り組んでまいりますので、引き続きお引き立ての程よろしくお願いいたします。

記

1. 改正日

2026年10月1日（木）

2. 改正内容

「振出期限の設定」および「他行が支払地となる手形・小切手の預金入金扱い受付停止」

3. 当座勘定規定の改正部分新旧対照表

※下線部が改正箇所

新	旧
<p>第1条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>第7条（手形、小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には当座勘定から支払います。なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</p> <p>(2)～(4) 現行どおり</p> <p>第8条（手形、小切手用紙等） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫</p>	<p>第1条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。</p> <p>第7条（手形、小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には当座勘定から支払います。</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>第8条（手形、小切手用紙等） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫</p>

<p>が交付した用紙を使用してください。ただし、令和8年9月30日までに振り出してください。</p> <p>(2) 当店を支払い場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ令和8年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</p> <p>(3) ～ (6) 現行どおり</p> <p>第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>(1) 手形、小切手を振出または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが提示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができます。なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができます。</p> <p>(2) 現行どおり</p> <p>第19条（線引小切手の取扱い）</p> <p>(1) 線引小切手が提示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができます。なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</p> <p>(2) 現行どおり</p> <p>約束手形用法</p> <p>3.振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。</p> <p>為替手形用法</p> <p>4.振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。</p> <p>小切手用法</p> <p>2.小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</p>	<p>が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(3) ～ (6) 省略</p> <p>第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>(1) 手形、小切手を振出または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが提示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができます。</p> <p>(2) 省略</p> <p>第19条（線引小切手の取扱い）</p> <p>(1) 線引小切手が提示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができます。</p> <p>(2) 省略</p> <p>約束手形用法</p> <p>3.振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</p> <p>為替手形用法</p> <p>4.振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</p> <p>小切手用法</p> <p>2.小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。</p>
---	---

以上